

今年の標語

## みがこうよ 未来へつなげる じょうぶな歯

★歯の衛生週間 6月4日～6月10日★



### 歯周病は生活習慣病

生活習慣病とは、その名のとおり、普段の生活習慣が原因で発病・進行する病気のことをいいます。

歯周病は、生活習慣がその症状を大きく左右することから、生活習慣病のひとつとされています。

規則正しい生活を送り、全身をより良い健康状態に保つようにつとめることは、歯周病の予防・改善につながります。

### 歯周病にかかりやすい生活習慣

#### 喫煙

喫煙によって歯ぐきが血行不良となり細菌に対する抵抗力が低下するため、歯周病を発病悪化させます。



#### ストレス

精神的ストレスで体の抵抗力が低下し、歯周病が悪化します。

#### 不摂生な生活

不摂生な生活は、全身性の生活習慣病の引き金になります。生活リズムが乱れると、歯磨きのタイミングまで乱れてしまいます。



#### 食習慣

甘いものや、やわらかいものを多く食べることで細菌が増えます。



### 県労働委員による「労働に関する無料相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか？

個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、県労働委員が、相談に応じます。労働者、事業主のどちらでも、お気軽にご相談ください。

- 日時：毎月第4火曜日 午後2時半～午後5時 受付は、午後4時半まで
- 場所：県庁労働委員会(15階) ※お申し込み不要です。(事前予約可能)

■お問い合わせ先  
鹿児島県労働委員会事務局  
TEL：099-286-3943

阿野	川口	吉田	4月届出分	中村	池田	基鉄	川上	有馬	村山	3月届出分
ス	村	夕	清	ト	ナ	鐵	景	福	金	
エ	信	ケ	二	ヨ	へ	雄	昭	榮	光	
92歳	94歳	101歳	82歳	92歳	96歳	84歳	83歳	67歳	56歳	
茶花	茶花	茶花	茶花	立長	古里	那間	茶花	朝戸	茶花	

戸籍の窓 4月3月

※婚姻、出生、死亡とも掲載承諾を頂いた方のみを掲載しています。(敬称略)

ご冥福をお祈りします (氏名・享年・地区)

白石	4月届出分	有馬	垣内	清水	町	志摩	山田	3月届出分
遅	た	縁	功	悠	愛	邑	啓	
真	く	え	こう	あん	あ	ゆ	け	
	ま	にし	杏	花	か	り	い	
和行		淳	亮	章	幸	優	隆	
			二	次	次	一	治	
立長		立長	立長	立長	東区	朝戸	立長	

お誕生おめでとうございます (氏名・保護者・地区)

### 40歳になったら 毎年恒例の健康チェック！ 健康診断の受け方 (与論町国民健康保険被保険者)

※40歳～74歳の方が対象です。

私は、どこで健診を受けたいの？

① 会社で行う、健康診断を受ける

お勤めの会社の実施する、健診を受けてください。その結果を、保健センターへ提出してください。

② 定期的に医療機関にかかっている(血圧・糖尿病・高脂血症等)

このような方は、主治医の先生に総合的に把握していただくことが大切です。かかりつけの医療機関からの検査結果を、保健センターへ提出してください。

③ 今年度内に、人間ドックを受ける

人間ドックの結果を、保健センターに提出してください。

### ①②③に当てはまらない方... 集団健診(厚生連健診)を受けましょう！

健診日程：6月19日(日)～24日(金)  
受付時間：7:30～9:00  
場 所：砂美地来(サミチキ)館  
特定健診ってどんなことをするの？  
問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・尿検査・血圧測定・血液検査



平成23年度は受診率60%を目指しています。平成24年度は受診率65%を境に、国保から支出する後期高齢者支援金に加算・減算があります。

ご協力をお願いします！  
お問い合わせ先  
保健センター  
TEL：0997-97-5105

### 行政に対するご相談は、行政相談委員へ

平成23年4月1日付けで、池田一郎さんが、行政相談委員(総務大臣委嘱)に委嘱されました。国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情の相談を受けて、必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知し、その解決の促進を図ります。また、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献しています。



行政相談委員の連絡先住所  
与論町朝戸1710番地 電話：0997-97-2658

### 平成23年度 労働保険年度更新のお知らせ

6月1日から7月11日は労働保険料の「年度更新」申告期間です。

○本年度より、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書受付は原則記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。このため、申告書は記入誤り・漏れが無いように自主的な記入・申告をお願いします。また、申告書の電子申請・郵送による提出もご検討ください。

○6月はじめに送付されます労働保険料申告書・納付書により、期間中に申告・納付を行っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
鹿児島労働局労働保険徴収室 適用係  
電話：099-223-8276